

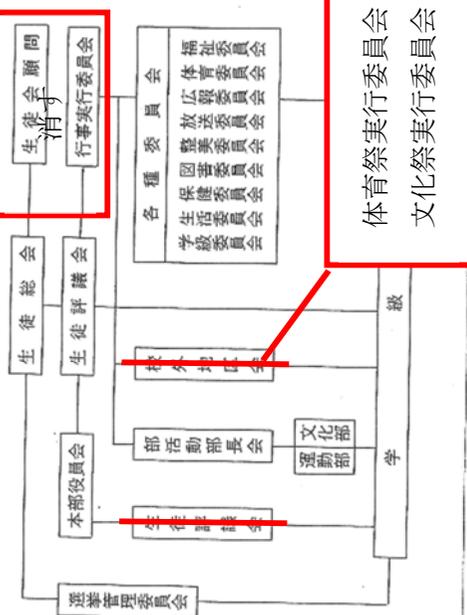
生徒会規約

- 第1章 総則
- 第1条 本会は中原中学校生徒会といたします。
- 第2条 本会の会員は本校の生徒とします。
- 第3条 本会は先生の指導と助言により、その自治的活動をさかんにして将来よりよき社会人となるための民主的な生活を修得し、すすんで本会全体の幸福を増進することを目的とします。
- 第4条 本会は本部を生徒会室におきます。
- 第2章 役員と委員
- 第5条 本会に次の役員と委員をおきます。
- 役員 生徒会長 1名
副会長 男1名 女1名
書記 2名
会計 2名
- ただし、書記・会計は、2年生男1女1、1年生男1女1をあてる。
- 役員は、本会を組織し、生徒評議会及び生徒会全般の運営をつとめます。その任期は1年とします。
- 委員 各学級より選出された各種委員（学級、生徒、保健、図書、整美、放送、広報、体育、各部各2名（男1女1、ただし、学級内の委員は男女の人数差が大きいときは、男子のみ、女子のみの委員でもかまわない）。

2名

副会長 2年生1・1年生1

生徒会組織図



体育祭実行委員会
文化祭実行委員会

- 各種委員の任期は、前後期の二期生とします。
- 第3章 機関
- 第6条 本会には次の機関をおきます。
- 生徒総会
 - 生徒評議会
 - 本部役員会
 - 行事実行委員会
 - 各種委員会
 - 校外地区会
 - 部活動部長会
- 第7条 生徒総会は生徒会の最高審議機関です。総会においては(1)年間活動計画と予算の決定、(2)年間活動結果の報告と決算の承認、(3)会則の変更その他重要な問題を審議します。
- 第8条 生徒評議会は総会に提出する議案等の審議の他、実行委員会より提出された議案の審議および、生徒会のあらゆる活動の審議を行います。
- 生徒評議会は各学級より学級委員2名、生徒会役員、各種委員長によって構成されますが、必要によって部活動部長も含むことができます。
- 第9条 行事実行委員会は、役員と各種委員会等との連絡協議の機関で、生徒評議会で議決された事項を統轄します。
- 行事実行委員会は役員、各種委員長によって構成されますが、必要によっては部活動部長も含むことができます。
- 第10条 各種委員会は生徒評議会で決定したものを

生徒評議会規定

- 昭和42年6月23日制定
昭和44年4月1日改正
平成22年2月15日改正
- 第1条 【評議会の構成】各学級の学級委員と各種委員会の長、生徒会役員をもって構成する。ただし、必要に応じて非構成員を審議に加えることができる。生徒会役員の投票権は合計1票である。
- 第2条 【表決数】緊急動議の可決により表決数を変更することができる。
- 第3条 生徒総会の議長を選出します。ただし、役員7名は除く。
- 第4条 【定期会】生徒会長は少なくとも月に一度生徒評議会を召集しなければならない。(以上)

- を実践活動していくもので、具体的には次のような活動内容があります。
- 学級委員会 学級全体の統率、学級諸活動の運営。
 - 生活委員会 校内生活態度向上への指導、週番目標の設定、反省。週番活動の展開、出欠報告。
 - 保健委員会 健康生活向上の展開、健康診断の補助、急病人の連絡、出欠席の確認、統計事務、清掃活動の推進。
 - 図書委員会 貸出業務、読書調査と統計、読書旬間行事の推進。
 - 整美委員会 物品用具の管理、校舎教室の破損修理、調査、清掃用具管理、校内美化の推進。
 - 放送委員会 昼食時および行事、生徒会関係の放送。
 - 広報委員会 新聞の発行、掲示物の校内掲示などの広報活動。
 - 体育委員会 体育関係行事の計画実施、クラスボールの貸出し。
 - 福祉委員会 各種の募金、福祉活動。
- 第11条 校外地区会は、災害などに備え、地区単位での下校（避難経路の確認を含む）および清掃などのボランティア活動を行います。
- 第12条 部活動部長会は、文化部長及び運動部長により運営され部活動実施の計画を立てると

平成 29 年 5 月 26 日 //

生徒会役員選挙規定

- 昭和42年度施行
昭和50年2月13日改正
平成8年11月7日一部改正
平成11年10月12日 "
平成22年2月15日 "
- 第1章 総則
- 第1条 この規約は、中原中学校生徒会の役員選挙に適用する。
- 第2条 この規約は、生徒会の選挙を明るく正しく行うこと、およびそのことを通じて、生徒会を民主的に発展させることを目的とする。
- 第2章 選挙権と被選挙権
- 第3条 本校に在学する生徒には選挙権が与えられる。
- 第4条 生徒会役員の被選挙権は、1か月以上本校に在学している1年生と2年生に与えられる。
- 第3章 立候補
- 第5条 立候補する場合は、届出用紙に所定の事項を記入し、選挙管理委員会に提出しなければならない。
- 第6条 立候補者は推薦人を1名出すことができる。この場合、推薦人の氏名を投票日までに選挙管理委員会に届け出なければならない。

2年生1・1年生1

- 共に、実施上の諸問題解決にあたります。
- 第4章 会議
- 第13条 本会の会議は原則としてそれぞれ次のように開催します。
- 年2回・生徒総会
月1回・生徒評議会 ・各種委員会
随時・本部役員会 ・行事実行委員会
・校外地区会 ・部活動部長会
- 定足数 すべての会議は総数の4分の3以上の出席によって成立します。
- 表決数 すべての会議の議決には出席者の過半数の賛成を要します。
- 第5章 附則
- 第14条 生徒会の役員は、生徒の3分の1以上の請求があった場合、全体の投票により過半数の賛成により解任することができます。ただし、解任は学校長の承認を得なければなりません。
- 第15条 本会運営に必要な細則は、これを別に定めます。
- 第16条 昭和44年4月1日。一部改正。
昭和47年4月1日。一部改正。
昭和49年4月1日。一部改正。
昭和50年2月13日。一部改正。
平成11年4月1日。一部改正。
平成16年6月3日。一部改正。
平成22年2月15日。一部改正。

平成 29 年 5 月 26 日。一部改正。

各学年1

- 第4章 選挙管理委員会
- 第7条 選挙に関する事務を行うために選挙管理委員会を設ける。選挙管理委員会は各学級から現在役員でない者1名を選出する。
- 第8条 選挙管理委員は役員選挙に立候補することができない。
- 第9条 選挙管理委員会は投票日の2週間以前に選挙の公示を出さなければならない。
- 第10条 選挙管理委員会は投票日までに選挙人名簿を作成しておかなければならない。
- 第5章 投票および開票
- 第11条 投票方法・投票場所統投票に関する細かいとりきめは、選挙管理委員会が行う。
- 第12条 会長以下役員選挙は一括して行う。
- 第13条 役員選挙は、会長1名、副会長2名、その他役員4名について行う。副会長は男1女1として投票する。
- 第14条 次のいずれかに該当する投票は無効とする。
- 選挙管理委員会の印がないもの
 - 定員を越えて投票したもの
 - 選挙管理委員会の定めた基準に違反したもの
- 第15条 選挙管理委員会は、あらかじめ開票の日時・場所を発表しておかなければならない。

- 第6章 当選者の決定
- 第16条 それぞれの有効投票のうち、会長選挙では最高得票者1名を、副会長選挙では得票順に男1女1、その他役員選挙では得票順に2年生男1女1、1年生男1女1を当選とする。
- 第17条 立候補者が定員を超えない場合は、その立候補者の信任投票を行う。
- 第18条 その他役員4名について、当選確定後、書記・会計の職に2名ずつ割り当てる。
- 第7章 選挙運動
- 第19条 立候補の届出をすませた者は、投票日の当日まで選挙運動をすることができる。ただし、次の事項を守らなければならない。
- 選挙運動は学校内において、朝の予鈴時までと昼休み・放課後行うものとする。
 - 費用をかけない。
 - 選挙管理委員会の指示に従う。
- 第20条 前条に違反した当選者は、選挙管理委員会の議決により失格することもある。
- 第21条 選挙管理委員会は、立会演説会を1回開かなければならない。
- 第8章 附則
- 第22条 新役員は、職員会議の議を経て学校長が任命する。
- 第23条 この規約は、生徒評議会の議決によって改正することができる。